

## 法教育について

——裁判員制度教育の検討をとおして

渡 邊 弘

A study on Law-Related Education

Hiroshi Watanabe

### Abstract

With the emergence of recent Judicial Reform in Japan, Law-related education (LRE) has been gradually accepted by teachers engaged in social studies. In response to this reform, we can now see some new lesson plans and innovative classroom practices. However, these changes in educational institutions are not without problems.

In this study, I'd like to identify the problems by analyzing the lesson plans and classroom practices in the field of citizen judge system, or *saiban-in seido*, in Japan. Most of these lesson plans and classroom practices brush aside issues on citizen judge system itself (e.g., the conflicting relationships between democracy and constitutionalism.) Moreover, they often ignore the vertical relationships between states and citizens while overtly emphasizing the significance of resolving conflicts between the citizens. Thus, it can be argued that we should incorporate the principles of Japanese Constitution into concepts of LRE.

### はじめに

本稿は、このかん提起されてきているいくつかの裁判員制度教育に関する研究・教材・実践を素材としながら、法教育をめぐる論点について、主として憲法的視点から検討するものである。裁判員制度教育に素材を限定したのは、法教育をめぐる論点が裁判員制度教育に象徴的に現れていると考えるからである\*1。

本稿では第一に、裁判員制度教育について検討する前提として、裁判員制度のとらえ方をめぐる困難について憲法的視点から検討する。端的に言って現在までのところ、裁判員制度教育に関する研究・教材・実践の多くは、この困難に関する認識が不十分なまま行われている。本稿におけるこの点での検討は、裁判員制度の前提としての刑事法・刑事手続そのものの理解や司法参加に関する理論的検討の部分と、実定的には政府の司法制度改革\*2から裁判員法へと具体化された裁判員制度の目的に関わる検討の部分に分かれる。

第二に、そのような検討をふまえ、これまでに提起されてきている裁判員制度教育に関する研究・教材・実践の持つ問題点を憲法的視点から3点にわたって指摘する。

第三に、以上の検討を通して明らかになった困難や問題点が、裁判員制度教育のみに妥当するの

ではなく、ひろく法教育全般を構想する際にも留意しなければならないものであることを明らかにしたい。

なお、本稿で言う「憲法的視点」とは、近代立憲主義の憲法に共通する理念のみならず、その日本における実定化としての日本国憲法の諸規定をも含むところからの視点である、としておきたい。論者によっては、この二者を区別するべきであるとの立場もあり得ようし、また、さらにさかのぼって近代立憲主義の理念そのものをも問い直す学習を構想すべきとの立場もあり得よう<sup>\*3</sup>。しかしながら、本稿に限ってはさしあたりそのような立場をとらないで論を進める。

## 1 裁判員制度のとらえ方をめぐる困難

### (1) 刑事司法を理解するにあたっての困難

周知のように、裁判員制度は重大な刑事事件の第一審に導入されることになっている。したがって、裁判員制度教育をおこなうにあたっては、それ以前の課題として、刑事司法の基本的な理念・原則について理解させることが必要となる。

しかしながら、刑事司法の理念・原則を生徒に理解させるには独特の困難があるように思われる。たとえば田宮裕は、刑事司法における人権の「手続的保障とは、口でいうは易いが、実際にこれを貫徹するのは難しいことである。真実の発見に奉仕するための手続的要求である場合はよいが、真実発見に矛盾してでも貫くべき手続的保障の場合は、ある意味では社会の通念や常識を乗り越える必要があるからである」と述べている<sup>\*4</sup>。裁判員制度教育をおこなう際には、その前段階において、生徒が刑事司法に関して持っている「通念や常識」をどのように乗り越えさせるか、という課題が横たわっているのである。

### (2) 裁判と主権者の関係をめぐる困難

実は前項の問題は、裁判と主権者との関係をめぐる困難が、特殊、刑事裁判という局面で現れたものである、ともいえよう。ここでいう「裁判と主権者との関係をめぐる困難」とは、国民主権をその大原則として掲げる憲法の下において、裁判は、誰から（あるいは、何から）、どのような内容・方法のコントロールに服すべきなのか（あるいは、服さないでいるべきなのか）という問題である。

この問題は、とりわけ裁判の独立の危機という現実問題の発生とともに、学問的にも1970年代から裁判官像論争という形で取り上げられてきた。

裁判官像論争とは、樋口陽一がその著書において「第一に『国民』や『世論』の名で裁判官に対し誹謗がくわえられたときに、裁判所全体がそれを『侮辱』としてうけとめるだけの職業的名誉に対する鋭敏さをもってほしいこと、そして第二に、最高裁を含めた司法部全体が、司法本来の専門合理性を尊重する立場に立ち返るべきことを、要望」するとして、「伝統的裁判官像」を提起したのに対し<sup>\*5</sup>、小田中聰樹が「権力側がもちだす『国民』なるものの実体、そのイデオロギー性を批判し、それに対し其の社会的多数者の利益を『国民』の利益として対置する作業こそが必要とされる」として、「民主的裁判官像」を打ち出したものである<sup>\*6</sup>。これに対して樋口は、「司法の領域については、私は、『社会的多数者』からも『距離』をとるべきだという点まで含めて、『国民主権』のシンボルにはいっそう警戒的である」とし、「『真の社会的多数者の利益』といわれているものを

人権という実質価値としてくみかえて提示し、それによって裁判官を拘束することが適切だと考えている」と応答した\*7。

この論争においても、あるいはその後の論考においても、樋口は一貫して、裁判に対する主権者によるコントロールについて警戒的であろうとしている。それは、「裁判の独立」ということこそが、理論的にも現実的にも、日本国憲法の下で依然として課題としてあり続けているという樋口の問題意識によるものである。一方で小田中は、「裁判官をして『歴史の審判』に堪えうるような判断（裁判）をなさしめるためにはどのような観念、思想、理論を組み立て、それをどのような方法をもって裁判官に伝達しその民主主義的意識と人権意識に働きかけるべきか」という問題設定をなしている\*8。

注目しておきたいのは、このような問題設定をなした小田中が、その解答として「裁判官像の中心的理念としては『国民に開かれ』『国民と連帯』し『国民的基盤に立つ』姿勢（これを民主的というならまさに『民主的裁判官像』）こそが最も重要\*9としながらも、直線的に、樋口の用語でいうところの国民からの「制度的コントロール」\*10について具体的に提起しているわけではない、ということである。なるほど小田中は、1995年の段階の論考\*11で直接的な制度的司法参加としての陪審制に親和的な態度をとっているが、しかしながらそこでは、「陪審導入に必要な手当て」として様々な条件をあげている。そこでの小田中の問題関心は、端的に「陪審制度が真に自由と人権と民主主義の砦として、また誤判防止システムとして優れた機能を発揮しつつ定着していくため」に必要な条件は何か、という点に絞られている。小田中はそのような問題関心からまた、「非制度的コントロール」としての裁判批判の成果と可能性を高く評価している\*12。

この論争の成果に鑑みれば、裁判員制度教育を構想する際には、刑事司法へ市民が参加することの意義について、国家の刑罰権行使の場である刑事司法において国民による国家権力へのコントロールはいかなるものとして構想され実現されるべきかという論点を検討し直す必要があるということである。一般にこの点の検討を行う際には、英米における陪審制の成立過程ないしその理念が参照されるが、そこから明らかになることは、当初は「国王の手足」として機能した陪審が、徐々に「同胞による裁判」という性格を強め、やがて圧政への抵抗のための制度として転化したということである\*13。裁判員制度教育を構想する際にはまずこの点を明確に意識するべきであると考えられる。と同時に、陪審制は何の条件もなく自然に圧政への抵抗のための制度として機能し始めたのではないのであって、その点からすれば、先に紹介した小田中の問題関心をふまえつつ、裁判員制度が基本的人権を保障するような制度となりうるのかどうか、という視点が必要とされるであろう。そしてこの議論は、裁判と主権者との関係をめぐる困難な議論、すなわち、裁判への制度的・非制度的コントロールのあり方とその是非という、まさに「裁判官像論争」が提起した論点へと踏み込んでいかざるを得ないはずである。

このように考えれば、刑事司法への市民参加を、単に民主主義的な「議論のフォーラム」の刑事司法への広がりにとらえることが正しくないことは明らかである。今関源成が適切に指摘するように、「裁判の目的は民主主義の訓練の場であることではない」\*14。そしてこの論点は、単に裁判員制度教育に限って問題となるものではなく、法教育全般にわたって、人権と民主主義、あるいは人権と国民主権の関係に関わる検討という形で我々に課題を投げかけるものとなっているのである。

### (3) 裁判員法に実定化された目的と裁判員制度教育の目標の関係に関する検討の必要性

それでは、上記(1)(2)で挙げたような課題を解決するような材料を、実定化された裁判員法・裁判員制度そのものは我々に提供してくれているのかどうか、という点が次に問題となる。

そもそも政府の司法制度改革審議会の意見書では、裁判員制度は「個々の被告人のためというよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するもの」とされていた<sup>\*15</sup>。それを受けて裁判員法第一条は、「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に参与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することにかんがみ」て裁判員制度が作られたとしている。

裁判員法の立法作業に携わった池田修によれば、「導入までの議論の過程では、一部に、これまでの職業裁判官による刑事裁判を否定的に評価し、これを改めるためには司法を職業裁判官の手から取り戻し、国民自らが主権者として裁判を行う制度を導入すべきであるなどといった意見もみられたが、裁判員法は、もとより、このようなイデオロギッシュな立場から立案されたものではない」<sup>\*16</sup>とされる。この解説からすれば裁判員法では、刑事司法を市民がどのようにコントロールするか、ということは課題として設定されていないと言ってよい。加えて池田が「現在の刑事裁判が基本的にきちんと機能しているという評価を前提」<sup>\*17</sup>としていることからすれば、裁判員制度は、「かなり絶望的」<sup>\*18</sup>とまで評された刑事司法の問題点を解決するものとして構想されたものではないことがわかる。立法者にとって裁判員制度の目的はあくまで「国民の理解の増進とその信頼の向上」のみなのである。

このようにみえてくると裁判員法に具体化された裁判員制度の目的は、先の(1)(2)の課題に答える材料を提供してくれるようなものではない可能性があることがわかる。ここに存在するズレをどのように考えるかという点が、裁判員制度教育の目標をどのように設定するかということを決定づける主要な要素となることは明らかだろう。すなわち、裁判員法に具体化された裁判員制度の目的の実現に仕えるものとして裁判員制度教育の目標を設定するのか、あるいは、先の(1)(2)の課題に答えるところまで視野に入れて裁判員制度教育の目標を設定するのか、ということである。先取的に結論めいたことを言えば、これまでの裁判員制度教育に関する研究・教材・実践の多くは、裁判員法の設定する目的に仕える限度で構想されているというのは言い過ぎだとしても、先の(1)(2)の課題に十全に答えるものとして目標が設定され、検討が深められているとは言い難い。

### (4) 決定的に重要な司法制度改革に対する評価

さらに言えば、裁判員制度が政府の司法制度改革の一環として具体化されたことを考えれば、裁判員制度教育の目標設定に際しても、政府の司法制度改革に対する評価を抜きにすることはできないはずである。政府の司法制度改革を貫く基本思想は「統治客体意識から統治主体意識への転換」というスローガンに端的に表されるが、この基本思想に対してどのようなスタンスをとるかが、裁判員制度教育の目標設定を規定する重要な要因のひとつとなる。たとえば小田中は、裁判員制度「が理念・目的として掲げる『統治主体意識』なるものは、一見国民主権原理に由来するものでありその一表現であるかの如くみえるが、しかし国民を統治層へと包摂、統合、組み込む『統治のイデオロギー』という本質と役割とを与えられており、むしろ国民主権原理とは異質で対立、矛盾する疑いがある」<sup>\*19</sup>と述べているし、小沢隆一は、「国民に『統治主体意識』を持たせて犯罪者の処罰に動

員することは、犯罪を『自己を律しきれない反社会的人間』が引き起こすものとして把握することをうながす<sup>\*20</sup>とまで述べている。政府の司法制度改革の基本思想が裁判員制度の本質を規定づけていることは——その基本思想への賛否はともかく——法学研究者にとっては常識的なことである。しかしながら、これもあらかじめ述べておくならば、これまでの裁判員制度教育に関する研究・教材・実践の多くは、この点について鈍感にすぎるように思われる。

## 2 研究・教材・実践の問題点

以上の検討から、裁判員制度教育を構想するにあたっては、第一に、生徒が刑事司法に関して持っている「通念や常識」を日本国憲法が示している原則的なものへどのように転換していくのかという点に関する検討、第二に、国民の司法参加やその具体化としての裁判員制度の本質にかかわる理論的・制度的検討、第三に、裁判員制度の性格を規定する政府の司法制度改革の本質の分析が必要であることが明らかとなった。

本節では、上記三点のうち前二者に対応する形で、このかん提起されてきているいくつかの裁判員制度教育に関する研究・教材・実践について、問題点を明らかにしておきたい。

### (1) 適正手続の理念や被疑者・被告人の権利に対する認識の不十分さ

第一に指摘しておかなければならないのは、日本国憲法の定める適正手続の理念や被疑者・被告人の権利に対する認識が不十分・不正確な実践が存在することである。

たとえば、2006年6月11日にNHK教育テレビで放映された「わくわく授業 わたしの教え方」では、千葉大学教育学部附属小学校の4年生を対象とした向井浩二教諭の授業実践が紹介された<sup>\*21</sup>。この授業実践では、教員が黙秘権について、法廷では堂々とした権利として主張している、被告人は黙っていてもいい、と説明したことに対して、児童から「だって、そんなのしたらさあ事実がわかんないじゃん」との発言がなされ、一時収拾がつかない状況となった。それに対して教員は、裁判では「黙っていたら黙っていたで不利になるわけよ」「黙ってるから（刑罰が）重くなることもよくあるわけ」という説明をして児童を納得させようとした。

しかしながらこのような説明は黙秘権の意義を没却するものであろう。このように黙秘権を考えてしまえば、被告人は、単に自分の主張を述べることを求められるにとどまらず、結局はその主張を自分で立証する責任を負わされることになり、日本国憲法の定める適正手続の理念からは大きくはずれたものとならざるを得ない。このような授業実践がNHK教育テレビで放映されたことの影響は軽視すべきではない。

この点、法務省法教育推進協議会の作成した『はじめての法教育 Q&A』はその「Q114」において黙秘権の意義についての指導のポイントについて解説している。そこでは黙秘権が認められてきた歴史的な背景からの解説が重要であることを指摘している<sup>\*22</sup>。加えて「Q112」では、「刑事裁判では、一方の当事者が国家権力（検察官）になりますので、当事者間の平等をできる限り保障する必要があります」として、適正手続の理念や被告人の諸権利を根拠づけている<sup>\*23</sup>。このような説明でも児童・生徒が納得するかどうかは実証的な検討が必要とされるところではあるが、裁判員制度や刑事司法について扱うのであれば、適正手続の理念や被疑者・被告人の権利に関して、少なくともこの程度の根拠付けは必要とされるであろう。

## (2) 参加意識中心の目標設定

第二に、多くの研究・教材・実践の目標とするところが、裁判員制度への裁判員としての参加意識の涵養にとどまっている点を指摘したい。

たとえば、杉渕尚「单元『法律や裁判について考えよう』（6年）のモデル指導案」<sup>\*24</sup>では、单元の目標のひとつとして「裁判員制度についての関心を深め、社会参加意識を高めることができる」という点があげられている。そこでの取り上げられ方は、「自分が将来、裁判員に選ばれたらどうするか考えさせ、社会参加の意識を高めさせるようにする」という指導上の留意点に明らかなように「参加の意識」に焦点が当てられている。このプランの実践後の総括でも「学習を通して簡単には裁判員を辞退できないことを理解し、前向きに裁判員制度をとらえ、自分たちに身近な問題としてとらえることができた」としている。

しかしながら、小沢隆一が指摘するように、「無規定な参加それ自体に、自然と民主主義的意義が宿るわけではない」<sup>\*25</sup>。重要なのは、参加の制度・方法、内実のあり方とそれを導く理念なのである。そして、そのあるべき理念からみて、自らが参加していくシステムそのものへの批判的視点にたち、それを変革していく能力を獲得していくことが目標とされなければならない。しかも、「簡単には裁判員を辞退できないことを理解」するという点からは、権利としての司法参加ではなく、義務としての司法参加という理解が前面に打ち出されかねない。総じて、このような参加意識中心の目標設定では、憲法的視点から裁判員制度を批判的にとらえ、変革していくということは困難となるであろう。

## (3) 私人間における紛争解決との同列視とそれに基づく合意形成能力育成への傾斜

第三に問題とされなければならないのは、第二点とも深く結びついた形で、刑事司法に導入される裁判員制度を私人間における紛争解決と同列視し、かつ、そのことによって、授業の目標設定を生徒の合意形成能力の育成へと傾斜させてしまっている研究・教材・実践が散見されることである。

たとえば、磯山恭子「裁判員制度」<sup>\*26</sup>は、「法的なものの見方・考え方のもとで、法的な事象を分析的に考える学習活動や、市民として主体的に法的な問題に関与し、参加する態度を形成する学習活動が中核」としながら、「調停をしよう」「紛争を考えよう」「裁判員制度を知ろう」という全3時間で一单元を構成している。

ここでまず疑問となるのは、調停と裁判員制度との関連である。磯山の論考からは、なぜ裁判員制度の单元で調停の模擬体験を第一時においたのかという点について明確な理由が読み取れない。あらためていうまでもなく、対等な私人間における紛争解決の一手段である調停と、国家権力による訴追により始まり、かつ検察官と被告人という、法的にも事実上も力量に圧倒的な差が存在する刑事司法とを同列に扱うことはできない。加えて、調停の場合には基本的には両当事者の一致点をさぐりながら当事者が合意する方向性が可能な限り追求されるのに対して、刑事裁判においてはそのような要素はない<sup>\*27</sup>。付度するに、磯山が調停の授業を第一時においたのは、裁判員になる市民（＝生徒）に、裁判員としての法的合意形成能力を獲得させようとする意図があったのかとも思われるが、しかしながらそれについても、裁判員制度における評議は、裁判官と裁判員によるものであり（検察官と被告人という当事者は評議に加わらないことに注意したい）、調停における両当事者と調停者というコミュニケーションのあり方とは相当に異なる。

おそらくこの単元構成の背景には、磯山の法教育のとらえ方の特質が関係しているように思われる。磯山は別稿で、戦後社会科における憲法教育が「国家と個人の関係性を、国家と国民といった上下関係としてのみ、限定的に捉える結果となったことは否めない」とし、「今後の我が国の社会科において、むしろ、社会と市民あるいは市民と市民といった水平関係をも含めながら、法的な資質を捉え直し、位置づけることが求められつつある」と述べている<sup>\*28</sup>。このようなとらえ方にこそ、磯山が裁判員制度の単元に調停の模擬体験を組み込んだ理由があるのではないかとと思われる。だとすれば問題は、今後の社会科における法教育を磯山が描き出すようなものとして構想してよいのかどうか、という点である。ここでは、少なくとも刑事司法に関わる部分については、今後も一貫して国家と国民という上下関係をどうとらえるかということこそが主要な課題だということを指摘しておきたい。磯山の構想する単元構成で授業が行われた場合、生徒が刑事裁判を、話し合いとそれに基づく合意形成の過程であるとだけとらえる危険性がぬぐいがたいように思われる。

### 3 法教育構想のための視点——まとめにかえて

いうまでもなく、裁判員制度教育は、法教育の一分野に過ぎない。しかしながらそれをめぐる以上のような困難、あるいはそこにすでに現れている問題点には、法教育全体を構想する際にも考慮しておくべき論点が含まれているように思われる。

第一に、日本における法教育を構想する際には、最高法規である日本国憲法を頂点とする実定法体系を踏まえた上でなされるべきである、ということである。日本におけるあらゆる実定法の正当性は、最高法規である日本国憲法に求められるべきことは当然だからである。くわえて、個人の尊厳を基調とする日本国憲法が、豊かな人権規定とそれを保障するための統治機構に関する詳細な定めを持つところからすれば、法教育を支える理念は、そこにこそ見いだされなければならないし、個々の授業で扱われるテーマ・目標・教材・指導内容・指導方法などについても、この点からその妥当性が厳しく吟味されなければならない。

第二に、日本国憲法が近代立憲主義の理念を具現化するものであることを踏まえたうえで、法教育は構想されなければならない。この点からすれば、国家対個人の対抗関係に関する検討を外した形で法教育を構想するわけにはいかない。

第三に、法教育が、実際の政府の政策や社会の現実を所与の前提として、ただそれら政策や現実に対して受動的に適応する能力のみを涵養するものとして構想されてはならないことはいうまでもあるまい。少なくとも社会科・公民科における法教育では、実際の政策や社会の現実を正確に捉えた上でそれをよりよいものへと変革していくことのできる市民の育成が目指されなければならない。そしてその際の基準こそが日本国憲法の諸規定なのである。

第四に、よりよい社会作りへの参加の方法についても、日本国憲法が想定する豊かな参加のあり方が踏まえられていなければならない。そこでは、制度的な参加だけでなく非制度的な参加の諸形態についても丁寧に取り上げられるべきである。加えてそのような参加は、政治的・社会的権力に都合のよい「動員」であってはならない<sup>\*29</sup>。

第五に、日本国憲法の諸規定に具体化された理念と現実社会のあり方との乖離が厳然として存在するなかで、その理念を現実化する一つの回路としての法教育、という視点からのさらなる検討が求められているように思われる。

江口勇治は、自身が法教育に関心を持つに至った経緯を述べた論考で、「社会科・公民科の核心は、憲法教育といわれて久しいが、教育現場では建前になりすぎていた。そこで何とか改めて着目できるアプローチは何かないかと自問し、『憲』を抜いた教育もあってよいのではないかと直感した」と述べている<sup>\*30</sup>。その意味するところは必ずしも定かではないが、仮にこれまでの憲法教育が建前になっていたとすれば、あるべき変化の方向性は、それをより豊かに再構築していくものでなければならないように思う。

## 注

- \* 1 法教育全般をめぐる論点については、ほかに、拙稿「初等中等教育における法教育——民主主義法学に課せられた課題」法の科学38号189～202頁（2007年）、拙稿「法教育——司法改革の動きとシティズンシップ」シティズンシップ研究会編『シティズンシップの教育学』（晃洋書房、2006年）19～31頁、拙稿「法教育研究の経過と課題」部落問題研究第172輯204～214頁（2005年）などを参照されたい。
- \* 2 本稿では、政府により策定され実施されつつある司法制度改革を「政府の司法制度改革」と呼ぶことにする。
- \* 3 この点に関わって、たとえば渡部竜也は、「社会科は、自国の社会的価値を教え込む教科となる危険性を常に秘めている」、「日本社会に適應する市民を育成するから日本型の正当化を前提とするというのでは、結局社会科は自国が持つ社会的価値を子どもたちに教え込み、子どもの価値観形成を閉ざしたものにする」という問題意識から、「自国の民主主義と称されている諸原理が本当に公正で道理にあったものであるかを社会科において問い直す学習、原理批判学習を、様々な側面から研究する必要がある」と指摘している。渡部竜也「法原理批判学習—法を基盤にした社会科の改革—」社会科研究第56号41頁（2002年）。
- \* 4 田宮裕『刑事訴訟法』6頁（有斐閣、新版、1996年）。
- \* 5 樋口陽一「政治的裁判官像と伝統的裁判官像——『西洋』を考えながら日本を見る——」『比較のなかの日本国憲法』（岩波書店、1979年）131～196頁。
- \* 6 小田中聰樹「伝統的裁判官像か民主的裁判官像か（樋口陽一著『比較のなかの日本国憲法』に対する若干の疑問）」社会科学の方法13巻5号（1980年）11～16頁。
- \* 7 樋口陽一「『政治的多数派』および『社会的多数者』と裁判官（小田中聰樹氏からの批評に触発されて）」社会科学の方法13巻8号（1980年）11～16頁。
- \* 8 小田中・前掲注6論文16頁。
- \* 9 小田中聰樹「『司法反動』の総過程と裁判官像・2完」法律時報54巻10号110頁。
- \* 10 樋口陽一「裁判官にとっての主権者＝国民」樋口陽一・栗城壽夫『憲法と裁判』（法律文化社、1988年）63頁。
- \* 11 小田中聰樹「二 国民の司法参加」渡辺洋三・江藤价泰・小田中聰樹『日本の裁判』（岩波書店、1995年）269～280頁。
- \* 12 小田中・前掲注11書279～280頁。
- \* 13 鯨越溢弘『裁判員制度と国民の司法参加』（現代人文社、2004年）4～5頁。鯨越「イギリス陪審の歴史と現状」法律時報64巻5号（1992年）26～32頁、丸田隆「アメリカ陪審制度の理念と問題点」法律時報64巻5号（1992年）34～39頁も参照。
- \* 14 今関源成「参加型司法」全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』（日本評論社、2005年）182頁。
- \* 15 司法制度改革審議会意見書106頁。<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdfs/iken-4.pdf>
- \* 16 池田修『解説裁判員法』（弘文堂、2005年）2～3頁。



- \*17 池田・前掲注16書2頁。
- \*18 平野龍一「現行刑事訴訟の診断」『団藤重光博士古稀祝賀記念論文集第四巻』（有斐閣，1985年）423頁。
- \*19 小田中聰樹「裁判員制度の批判的考察」丹宗暁信・小田中聰樹編『構造改革批判と法の視点』（花伝社，2004年）46頁。
- \*20 小沢隆一「司法改革と日本国憲法」法の科学36号（2006年）18頁。
- \*21 この実践については，法務省法教育推進協議会第8回会議において，実践者である向井浩二教諭の報告と，協議会委員による検討が行われている。<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/kyougikai/gaiyou08.html>，ならびに <http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/kyougikai/gijiroku08.pdf> を参照。
- \*22 法教育推進協議会『はじめての法教育 Q&A』（ぎょうせい，2007年）192頁。
- \*23 法教育推進協議会・前掲注22書190頁。
- \*24 杉測尚「単元『法律や裁判について考えよう』（6年）のモデル指導案」北俊夫・廣嶋憲一郎編著『社会科の新しい基礎・基本——緊急課題の授業モデル——』（明治図書，2006年）33～46頁。
- \*25 小沢・前掲注20論文16頁。
- \*26 磯山恭子「裁判員制度」橋本康弘・野坂佳生編著『“法”を教える 身近な題材で基礎基本を授業する』（明治図書，2006年）23～35頁。
- \*27 のみならず，我が国の刑事裁判ではアレイメントの制度を採用していない（憲法38条3項との関係で違憲の疑いがあるとの見解がある）。
- \*28 磯山恭子「社会科における法教育の方向性」日本社会科教育学会出版プロジェクト編『新時代を開く社会科の挑戦』（第一学習社，2006年）238頁。
- \*29 唐木清志は，「実践・参加型」のシティズンシップ教育に関する論考のなかで，そのようなシティズンシップ教育が「動員型」に転化する危険性に触れている。唐木清志「日本——実践・参加型の授業作りを目指して」嶺井明子編『世界のシティズンシップ教育——グローバル時代の国民／市民形成——』（東信堂，2007年）52～53頁。
- \*30 江口勇治「子どもたちに法や司法の基本を学ぶ機会を」法律のひろば57巻1号（2004年）66頁。

（2008年1月31日受理）